

「愛知県農業水産局及び農林基盤局所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領」の改正 新旧対照表

改 正	現 行	備 考
<p>(削除)</p> <p>(特記仕様書) 第8条 フレックス方式を適用し発注する工事は、特記仕様書にフレックス方式であることを明示する。</p> <p>(その他) 第9条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(工事名) 第8条 フレックス方式を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「(余裕期間制度)」を明示する。</p> <p>(特記仕様書) 第9条 フレックス方式を適用し発注する工事は、特記仕様書にフレックス方式であることを明示する。</p> <p>(その他) 第10条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 (追加)</p>	